

○副議長（本木忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。四十四番ゆさみゆき君。

〔四十四番 ゆさみゆき君登壇〕

○四十四番（ゆさみゆき君） 中東情勢が緊迫する中、国内では物価高が続いています。国会の会期末が迫り、間もなく国政選挙が始まります。県民の生活、安心につなげるために、今必要とされる県政課題への対応に向けたことを求めて質問してまいります。

初めに、地域医療提供体制についてです。

超高齢社会のピークと人口減少という未曾有の構造変化を迎える二〇四〇年に向けて、新たな地域医療構想では、現在の病床機能の適正化に加えて、外来・在宅医療、そして介護分野まで幅広い守備範囲となっています。このことは新たな構想の論議の場に、これまで地域医療構想における協議と比べて、より細分化された地域や分野において一層の意義のある論議がなされる必要があります。地域地域によって異なる環境や医療、そして介護ニーズがある中で、最終的に一人でも多くの皆さんが納得、現状を理解して医療介護の提供体制とするためには、開かれた場における十分な論議を重ね、様々な関係者の合意形成がなされなければなりません。村井知事が人口減少社会を見据え鳴り物入りで打ち出した仙台医療圏再編構想、二〇二〇年に構想を打ち出してから五年、宮城県が主導する仙台医療圏四病院再編構想は東北労災病院の富谷市移転が白紙となりました。五年間費やしてきた医療政策において、四病院再編・合築については県民不在であり、県民に対して不信、信頼失墜を招いた知事の責任は大きいのではないのでしょうか。また、四病院統合・合築を選挙公約に掲げた村井知事、その公約を果たせないどころか、ここに来て、仙台や富谷市長と病院、箱物の論戦ばかりに終始し、合意形成ではなく対立を助長しているのではないのでしょうか。本来であるならば、医療行政の責任者である知事自らが胸襟を開き、利害が絡む市町のトップと粘り強く論議を重ねてまとめ上げる責任があるのではないのでしょうか。今後、仙台市や富谷市、そして名取市、更には、医療資源が不足している乏しい県北、県南地域の首長との協議はどうしていくお考えなのか、お伺いします。

そのためには、これまで課題とされていた救急搬送等を検証し公表する必要があると考えますが、どのように対応されるのか、お伺いします。

また新病院についてですが、部門別ワーキンググループにおいての協議を行っていると伺っています。ワーキンググループのまとめに応じて、基本計画についていつ頃どのような形で公表していく予定なのか、また精神医療センターの進捗についても伺います。

次に、新たな地域医療構想への対応について伺います。

現在、国会での改正医療法の成立が危ぶまれており、その影響もあつて新たな地域医療構想のスケジュールが大幅に遅れることが予測されています。そもそも国による新たな地域医療構想の論戦開始が遅れたことで、二〇二五年度までとされている今の地域医療構想の後、最低でも一年間の空白期間を経て最速で二〇二七年から新たな地域医療構想が始まると見込まれています。地域住民にとって医療空白はあつてはなりません。宮城県には東北大学と東北医科薬科大学二つの医学部附属病院を要し、その他の救急対応で基幹病院も地域で頑張っています。新たな地域医療構想においては、入院医療に関しては引き続き今ある資源を地域ごとに整理、再配分し、病院完結型の医療から地域全体で支える地域完結型の医療提供体制も求められ、それぞれの実情に応じた外来や在宅医療そして介護分野までも含んだ新たな枠組みでの仕組みの構築が急務となります。医療・介護関係者だけではなく県民が自ら自分事としてしっかりと医療や介護の現状を理解し、今後の在り方を考えていくことが重要です。知事が記者会見などでよく表明される「病院が潰れる」といった不安をあおるのではなく、またこれまでの四病院統合・合築の経緯においても村井知事の強権的な姿勢や情報の不透明さを指摘する声は少なくありません。二〇四〇年に宮城県の医療介護はどのようになっているのか、県民の皆さんと公開に参加により皆さんが今置かれている介護・医療の現状を踏まえ共有し、県民総参加のもと共にあるべき方向を考えていく必要があるのではないのでしょうか。遅れている国の方針を待っているのは現在病気を抱え介護を必要とする県民を置き去りにすることになりかねず、宮城県の医療・介護の現状と課題を踏まえ、今こそ求められる知事が見据える二〇四〇年の医療・介護の絵姿、ビジョンについてどのように考えるのか、伺います。

今後、新たな地域医療構想について多くの県民が納得した医療・介護の提供体制とするためには、県民に対してどのように向き合い情報開示をし、開かれた場における十

分な論議を重ねて様々な関係者の合意形成を目指すのか、お伺いいたします。

次に、在宅医療についてお伺いします。

県立こども病院は、医療的ケア児のセンター的役割を果たしています。医療的ケア児の増加に伴って、このこども病院が中心となって医療的ケア児が成人に達した移行期の対応を継続的に行っていくためにはマンパワー不足であり、また各地域の内科医師、診療所、病院とも医療ケア児者に対する理解、受入れを拡充することが求められています。そのために大阪小児科医会など先進的な地域での取組を参考にするなど、田中総一郎先生が中心となって毎年開催しております宮城県小児在宅医療実技講習会、地域の医療スタッフが積極的に参加、また医師会に働きかけることも必要です。医療的ケア児成人移行期の対応を継続的に行っていくためには、県立こども病院の体制及び地域の医療機関との連携を強化すること。できる限り在宅医療を推進するため、地域のかかりつけ医、医療的ケア児者の診療体制の整備、在宅療養におけるヘルパー数の拡充、医療的ケア児者に対する理解の講習会の参加について早急な対応を求めますが、いかがでしょうか。

子供ホスピスについてお伺いします。

宮城県において、全ての子供の命が輝くように、子供ホスピスの設置につきまして二〇二三年の代表質問、委員会等で求めてまいりました。現在終末期に限定せず、小児がん、心疾患、重度心身障害児など、病気がある子供とその家族がたくさん遊び、学び、友達と大切な時間を過ごす場所として兄弟姉妹の家族支援を行っているNPOや医療従事者と連携し、宮城県こどもホスピスプロジェクトの設置を進めており、仙台市が新年度予算を組み支援を行う予定と伺っています。県におきましても、仙台市と協力し、今必要とされる子供ホスピスへの支援を行っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、女川原発二号機使用済み核燃料乾式貯蔵施設についてお伺いします。

女川原発二号機は、昨年十一月に再稼働し十二月から営業運転を行っています。東北電力は昨年二月、二号機が再稼働すれば使用済み燃料が増え、保管するプールは約四年でいっぱいになるとして、新たに乾式貯蔵施設を原発敷地内につくる計画を公表し、二棟で最大千三百八十体分の使用済み核燃料を収納できる乾式貯蔵施設の設置について原

子力規制委員会に申請しました。原子力規制委員会は、女川原発二号機の使用済み核燃料乾式貯蔵施設の設置について、今年三月二十六日に審査案を了承し、パブリックコメントの募集を行った上で、五月二十八日に施設は新規制基準に適合しているとして施設の設置許可をしました。東北電力は昨年二月、原子力規制委員会の申請に先立って、県と女川町、石巻市に乾式貯蔵施設の建設を了解してもらったため、安全協定に基づく事前協議の申入れを行っています。昨年九月の代表質問で、原発再稼働をめぐる問題の対応において、使用済み核燃料の受入れについては見通しが立たない中、原発再稼働は核のごみを増やし続け、これまで国が掲げてきた核燃料サイクル施設の完成は破綻したと考えるこの現状で原発再稼働を進めることについて、また、使用済み核燃料の拡大につながる女川原発の再稼働は止めるべきであると指摘し、乾式貯蔵施設に対する東北電力との事前協議の対応について知事の見解を明らかにするよう求めました。その際知事はこのように述べています。「乾式貯蔵施設は、使用済み燃料を女川原発から搬出するまで、発電所の敷地内で一時的に貯蔵するための施設と聞いており、東北電力には、乾式貯蔵の意義や安全性等について、地元住民に対し丁寧に説明するよう求める。県ではこれで立地市町とも立入調査において施設設置予定地の確認を行っており、今後、国の審査状況も注視し、事前協議への回答に適切に対応してまいります。」と御答弁されました。今年五月十六日には、乾式貯蔵施設に関する東北電力への事前了解の申入れに同意しないことを求める団体署名が、県内外四百六十八団体の賛同で県に提出されました。女川町へは女川町民など個人署名三千五百六十八筆も提出されています。女川の住民の皆さん、多くの県民が不安視する中、事前協議の適切な対応とは何か、具体的にお伺いします。

原子力規制委員会が女川原発二号機の使用済み核燃料乾式貯蔵施設の設置に許可を出し、残る手続は県、女川町、石巻市との事前協議のみとなりました。知事はいつ、どんな手続を踏んで何を根拠にして了解するかしないのかの判断をするのか、お伺いします。

使用済み核燃料の乾式貯蔵施設の事前協議の回答に当たって、住民の意見を聞く場の設定、住民の意向確認は欠かせないのではないのでしょうか。女川原発再稼働の際には、専門家の見識を確かめ、市町村長会議などで意見を聞く手続を踏みました、少なくとも

も同様の手続を踏むべきではないでしょうか。核燃料サイクルが行き詰まっており、使用済み核燃料乾式貯蔵施設の設置によって女川が事実上半永久的な核のごみ置場とされるのではと、多くの県民、女川の住民が危惧しております。東北電力は乾式貯蔵施設について一時的な貯蔵施設としていますが、使用済み核燃料の搬出先、搬出時期について示しているのでしょうか。いつまで、どこに搬出するのか、明確な見通しを示させるべきと考えますが、いかがでしょうか。

続いて、人権教育の充実について伺います。

宮城県は第二期宮城県教育振興基本計画を策定し、平成二十九年―令和十年度の期間、新たな視点を追加するとともに計画の推進を図ろうとしています。宮城県の教育を取り巻く社会状況の課題を踏まえ、新たな取組を進めていくために、以下、提案を含めて伺いいたします。

宮城県教育委員会では、志教育――これは働くことに対する考え方や気持ち、仕事や職業についての見識と意識とは何かということを話し合うキャリア教育を通じて、これからの社会の中で皆さんがどのように生きていくのかをじっくり考えてもらう宮城県独自の取組です。この志を持つということはとても大切なのですが、高い志という概念ですけれども、宮城県この高いということは、学童期、小学校時期に就労観や職業観の滋養を図っていますが、これに親が進学指導にとらわれて、子供の教育に大人のあべき価値を押しつけることにもなりかねません。今、家族間の課題で、子供への過剰な期待により押し潰されそうになる、悩む子供たちが少なくなく危惧するところです。子供の発達成長にとっても大切なことは、地域の中で農山漁村の体験など、行動によって自分の好きなことを発見し、自分を大切にすること、自由な発想やアサーティブ――これは相手の気持ちを尊重しながら自分の意見や要望を率直に伝えること、自分も相手も大切にしたい自己表現コミュニケーションによりなりたい自分になる。そのために、子供が持つ個性と能力を伸ばし、リベラルアーツ教養を身に付けて未来の自分を見つけていくことが大切だと考えます。志教育を今後どのように進めていくのか、教育長の考え方を伺います。

次に、特定分野に特異な才能のある児童生徒の教育の充実について伺いいたします。

才能や認知、発達の特性があつて、学習や学校生活に困難を抱えていることが多い状況にあつたにもかかわらず、これまで特定分野に特異な才能ある児童生徒について念頭に置いた指導や支援の取組はほとんど行われていませんでした。文部科学省では、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、学校内外とも連携し、特定分野に特異な才能がある児童生徒に対してきめ細かな指導や支援を行っていく必要があるとして、学校と連携した学習支援プログラムの在り方に関する研究、学校と連携した相談体制の構築に関する実証実験を始めました。こうした児童生徒について最近多くの具体的な相談が寄せられています。県教育委員会におきまして、大学機関、専門家との連携を構築し、個別相談の整備、そして学習支援プログラムの解決など、対応を求めます。今後の取組方針についてお伺いします。

十五歳以下における人工妊娠中絶の高さ、児童ポルノ事犯の検挙数の多さ、教員によるわいせつ行為の件数の多さなど、学ぶ機会を奪われた子供たちは困難な問題を一手に背負われています。子供自身は適切な知識を身につける機会を求めています。日本では中学校学習指導要領、保健体育などで、妊娠経過は取り扱わない、性交を扱わないとされ、教育内容が制限される歯止め規定があり、性的同意年齢が十六歳未満なのに、性に関する知識、態度、価値観、避妊方法を学校で十分に学べず、大半の子供が不安を感じても相談せず孤立している状況です。包括的性教育は、セクシャリティの認知的感情、身体的、社会的価値について、カリキュラムをベースにした教育と学習プロセスにより、人権をベースとした互いに尊重し、よりよい人間関係を築くことを目指し、健康とウェルビーイング、尊厳を実現し子供や若者たちにエンパワーメントしうる知識、スキル、態度、価値観を身につけさせる教育を重視した教育です。国際セクシャリティ教育ガイドランスは、ユネスコやWHOなどの協力のもとに作成され、性教育に関する国際的標準となっている手引書になって、各国の専門家の研究と実践を踏まえ、科学的根拠に基づいて性教育に関する基本的な実践ポイントが明示されています。ガイドランスに基づく包括的教育は、子供たちや若者たちに科学的に正確であり、人権、ジェンダー平等を基本とした性に関する知識、態度、価値観を年齢成長に応じて、包括的なカリキュラムに基づき学習権利を保障することを目的としています。日弁連は、二〇二三

年に地方自治体及び国に対し、学校生活において、セクシャリティ教育ガイダンスに基づいた包括的性教育を実施すること、学習指導要領の改訂に当たり、こういったガイダンスに準拠した包括的性教育を盛り込み、包括的性教育の実施とセクシャル・リプロダクティブ・ヘルツ&ライツを保障する包括的な法律の制定、制度の創設を求めています。日本政府に対してこれまで国連子どもの権利委員会及び女性差別撤廃委員会から包括的性教育の実施を求める勧告が行われてきましたが、二〇二四年十月にも国連女性差別撤廃委員会から第九回政府報告書に対する審査を踏まえた総括所見が公表され、日本政府に対して包括的性教育の実施が勧告されており、包括的性教育の導入をこれ以上先送りするべきではありません。包括的性教育の実施は、単なる教育政策や政策判断に委ねてよいものではなく、性の健康と権利、子どもの教育を受ける権利、男女差別撤廃とジェンダー平等の実績に対応するものであり、包括的性教育を受けること自体が人権の一つとして位置づけられるべきと考えております。宮城県におきましても、国際セクシャリティ教育ガイダンスに準拠した包括的性教育を実施すること、包括的性教育を導入していくべきと考えますが、教育長のお考えをお伺いします。

最後に、働きやすい環境整備についてお伺いします。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律の一部を改正する法律が六月十一日に公布されました。この改正法は、多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、事業主に対して、いわゆるカスタマーハラスメントや求職者のセクシュアルハラスメント防止のための雇用上の措置義務、そして、職場における治療と就業の両立支援について努力義務を課すこと、また、職員の男女の給与額の差異、管理的地位にある職員に占める女性の割合の情報公開を義務づけることなどの措置を講ずるとともに、女性の就業における可決を推進する法律は、期限を十年間延長することとしております。今後市町村にも関係する法令、そして都道府県にも準備するよう求めています。改正法の施行に伴い、いわゆるカスタマーハラスメントやセクシュアルハラスメントの改正のための雇用管理上の措置、または職場における治療と就業の両立支援、また男女の給与の差、そして管理職に占める女性の割合の情報など、知事、教育長、警察本部長はどのように対応し、取組を推進していくお考えなのか、お伺いします。

カスタマーハラスメントにおいて、専門家によりますと、現在県内市町村窓口担当者に侮辱的な大声で罵声や暴言の繰り返し、長時間の電話による拘束など、侮辱罪、業務妨害罪に当たりにかねない事案が増えておりまして、カスタハラを放置することは職員の心身の健康を守らない、安全配慮義務に違反することになり、公務労災リスクになると指摘しています。カスタマーハラスメントは一人で抱え込まないで必ず相談、共有し、カスタハラは自分ごとではなく組織ごととして対応すること、県の早急な対応が求められています。東京都、群馬県、三重県などでは条例の制定があり、厚生労働省にはハラスメント対策企業マニュアルなど事前事後の対応が明記されております。ぜひ宮城県においても条例制定を視野に入れて検討すべきではないでしょうか。前向きな御答弁を期待します。

今定例会に、宮城県は若手職員の離職が止まらず、職員の緊急プランとして「選ばれる職場」を目指し、選択的週三日制の全面導入に向けた条例を提案されました。新年度がスタートしまして、知事は県政のリーダーとして生き生き県職員が働き、選ばれる職場を目指すために、県民に信頼される県政を目指すためにどのように県政を進めていくお考えなのか、伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） ゆさみゆき議員の一般質問にお答えいたします。

大綱一点、今必要とされる県政課題への対応についての御質問にお答えいたします。初めに、病院再編をまとめるための関係市町の首長との議論と救急搬送等への対応についてのお尋ねにお答えいたします。

仙台医療圏の病院再編は、急性期病院の再配置と機能の集約化を図り、政策医療の課題解決に貢献する持続可能な医療提供体制の実現を目指し進めてきたものであります。この取組を広く理解していただくことを目的として、仙台医療圏の市町村長会議などを通じて、関係自治体に対して政策医療の課題や病院再編の意義等について説明し、地域医療提供体制について様々な御意見を頂いてまいりました。仙台市とは昨年二月以降六回にわたって協議を行い、救急医療や周産期医療、災害医療など、仙台医療圏における政



策医療の課題解決に向けた効果と、仙台市内の地域医療の影響等について情報共有や意見交換を重ねてまいりました。県といたしましては、二次医療圏内での地域バランスのとれた持続可能な医療提供体制の必要性について理解を深めていただくため、救急医療や災害医療など政策医療の課題について、関係自治体と引き続き意見交換を行うとともに、県民の皆様にも分かりやすい情報提供を適時適切に行ってまいります。

次に、医療・介護の現状と課題を踏まえた二〇四〇年のビジョンについての御質問にお答えいたします。

二〇二五年には、いわゆる団塊の世代が七十五歳以上の後期高齢者の年代になり、二〇四〇年頃までは高齢者人口の更なる増加が見込まれております。特に、今後急増する八十五歳以上の高齢者については、医療と介護の複合ニーズを抱えることが多く、我が県においても、生産年齢人口が減少していく中で、適切な医療介護サービスをどのようにして将来にわたり持続的に提供していくかが大きな課題となっております。このため、治す医療を担う医療機関と治し支える医療を担う医療機関の役割分担の明確化の推進などにより、限りある医療資源の最適化・効率化を図るとともに、市町村と協働で医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる体制の整備を更に進める必要があると認識しております。県といたしましては、このような取組を通じて県民の医療に対する安心と信頼の確保を図るとともに、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケアシステムの実現を目指してまいります。

次に、医療・介護提供体制の構築に係る合意形成などについての御質問にお答えをいたします。

現在、国において検討が進められております新たな地域医療構想では、外来・在宅医療、介護との連携等を含む医療提供体制全体の課題解決を図るための方向性が示されており、今後、より地域の実情に即した協議が重要になるものと認識しております。県では、これまでも地域医療構想調整会議での議論を原則公開で実施し、医療機関や医療保険者、市町村など様々な関係者の合意形成に取り組むとともに、これらの取組の趣旨や必要性を県民の皆様にご理解いただくため、地域医療構想推進セミナーの開催や動画の配信など情報発信を実施してまいりました。県としては新たな地域医療構想の策定と推進に当たっては、地域の医療・介護をはじめとした多くの関係者の方から納得が得ら

れるよう十分に合意形成を図るとともに、課題や目指す方向性について県民の理解をより深めるため、様々な手法や機会を通じて分かりやすく丁寧な説明に努めながら、地域での良質かつ適切な医療・介護提供体制の構築に取り組んでまいります。

次に、働きやすい職場環境についての御質問にお答えいたします。

我が県は、本格的な人口減少の局面を迎えており、二〇五〇年までに人口が約四十七万人減少するとされている一方で、県の事業数は復興事業が縮小した現在でも高止まりしている状況にあります。こうした中、県職員採用試験の競争力低下や若手職員の退職増加などの課題を踏まえ、より働きやすい多様な働き方の実現に向けて、昨年度策定した職員確保緊急プランに盛り込まれたいわゆる選択的週休三日制を全職員に拡大する条例改正案を今議会に提案したところであります。私は今後、県政運営を取り巻く環境が大きく変化すると見込まれる中、職員一人一人が働きがいと成長を実感できる県庁、そして県民に信頼される県政を実現していくためには、変化を恐れず何事にも柔軟にチャレンジしていくことが重要であると考えております。今後はオフィス改革やエンゲージメントサーベイの導入などにより働きやすい職場環境づくりを更に進めるとともに、AIをはじめとしたデジタル技術を積極的に活用し、質の高い県民サービスの提供に一層努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 総務部長小野寺邦貢君。

〔総務部長 小野寺邦貢君登壇〕

○総務部長（小野寺邦貢君） 大綱一点、今必要とされる県政課題への対応についての御質問のうち、労働施策総合推進法等の改正に伴う取組についてのお尋ねにお答えいたします。

今回の法改正のうち、ハラスメント防止のための雇用管理上の措置については、今後示される国の指針を踏まえながら、基本方針の策定や相談体制の構築、対応マニュアルの作成など必要な体制整備を進めてまいります。職場での治療と就業の両立支援については、各種休暇制度の活用を促すなど、負傷や疾病の症状が増悪に至らないよう配慮しているほか、精神系疾患からの復職に当たっては、主治医の意見等を踏まえて、業務量の軽減などにも努めております。また、男女間の職員給与差及び女性職員の管理職比

率については、女性活躍推進法に基づき毎年公表しているところです。県といたしましては、今後も法改正の趣旨を踏まえながら、働きやすい職場環境を目指し適切に対応してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

〔復興・危機管理部長 高橋義広君登壇〕

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 大綱一点、今必要とされる県政課題への対応についての御質問のうち、女川原子力発電所乾式貯蔵施設の事前協議に係る判断についてのお尋ねにお答えいたします。

安全協定に基づく事前協議については、施設の安全性を確認し、地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図る観点で判断することとしております。県としては、これまで立地市町とともに立入調査による施設設置予定地の現地確認等を行っており、現在、国の審査結果の確認を進めているところです。今後、これらの結果を踏まえ、女川町及び石巻市とも連携し、適切な時期に東北電力へ回答してまいります。

次に、乾式貯蔵施設の事前協議への回答に当たっては、女川原子力発電所二号機再稼働と同様の手続を踏むべきではないかとの御質問にお答えいたします。

二号機の再稼働に関連する施設変更に伴う事前協議については、安全性等の確認に当たり専門性が高い内容であったことから、専門家の立場から意見を頂いたものです。また、東北電力からの事前協議とは別の手続として、経済産業大臣から再稼働への理解確保を求める要請を受けており、この回答の判断に当たり宮城県市町村長会議を開催し、市町村長の意見を伺ったものです。これらは、安全協定に基づく事前協議の判断に当たり必ずしも必要とされるものではなく、現時点において、このような手続を踏むことは考えておりません。

次に、使用済み核燃料の搬出先や搬出時期についての御質問にお答えいたします。

東北電力からは、使用済み燃料は六ヶ所再処理工場が竣工し、再処理事業開始後に計画的に搬出すると伺っておりますが、現時点で具体的な時期を示すのは困難とのことです。国の第七次エネルギー基本計画において、乾式貯蔵施設等に貯蔵された使用済み燃料は、六ヶ所再処理工場へ搬出するという方針が明記されており、六ヶ所再処理工場

を運営する日本原燃株式会社の計画では、来年度中に工期が竣工する予定となっております。県としましては、乾式貯蔵施設の設置にかかわらず使用済み燃料の早期搬出を国及び事業者に対して求めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱一点、今必要とされる県政課題への対応についての御質問のうち、市町村長との協議についてのお尋ねにお答えいたします。

来年度策定予定の新たな地域医療構想は、二〇四〇年頃を見据え、入院医療だけではなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含む医療提供体制全体に係る構想となる予定です。したがって、当該構想の策定や構想に基づく取組を進める上で、二次医療圏を基本としながらも、在宅医療等のテーマについては、より狭い範囲できめ細かに地域ごとの医療・介護資源等の実情を把握しながら、各市町村等関係機関と継続的かつ丁寧な対応を重ねることが不可欠であると認識しております。県としましては、仙台市や富谷市、名取市といった都市部だけではなく、医療資源が限られる県北、県南沿岸地域の課題も適切に把握するとともに、必要に応じて各地区の地域医療対策委員会などの機会を通じて市町村長とも対話しながら、地元関係機関との連携を深め、地域に即した医療提供体制の構築を目指してまいります。

次に、統合新病院の基本計画及び県立精神医療センターの進捗についての御質問にお答えいたします。

仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合に向けては、現在、両病院の職員が参加する部門別ワーキンググループにおいて統合新病院の具体的な機能や規模、診療体制などの詳細の検討を重ねているところです。今後その検討結果を踏まえて、日本赤十字社、県立病院機構、県及び東北大学による関係者間の協議を経た上で、今年度中を目的に基本計画が策定される予定となっており、公表に当たった際の時期や方法については、関係者間で具体的に調整してまいりたいと考えております。また県立精神医療センターについては、現在名取市内での建て替えに向けて、建設候補地の比較検討やセンター職員との意見交換を行っているところです。今後、建設用地の選定のほか新病院の具体的な規

模や機能、身体合併症への対応力向上など、新病院の具体的な方向性を検討してまいりたいと考えており、その検討過程において、患者、家族などの当事者や、精神保健福祉審議会などの関係者からも御意見を伺いながら、丁寧に議論を進めてまいります。

次に、医療的ケア児者の診療体制整備と在宅療養についての御質問にお答えいたします。

昨年度の実態調査によると、県内の医療機関等が診療している医療的ケア児は七百八十一人で、そのうち約九割に当たる七百一人が県立こども病院と東北大学病院に集中しており、医療的ケア児者が身近な地域で安心して医療支援を受けられるよう各地域での診療体制の整備が必要となっております。このため、県立こども病院に設置した宮城県成人移行支援センターが取り組むアウトリーチ支援のほか、民間によるかかりつけ医等を対象とした研修や、市町村による地域の医療機関を含む災害時の個別避難計画作成の支援を通じて、地域連携体制の構築につなげてまいります。また、医療型短期入所の利用相談窓口の設置や入所施設の開設促進、障害児通所支援事業所等の職員を対象とした研修を開催するとともに、障害福祉サービスの充実を図り、医療的ケア児者の在宅療養を支援してまいります。このように、医療的ケア児者の支援策は多領域にわたることからも、今年三月に策定した宮城県医療的ケア児等支援アクションプランに基づき、引き続き関係部署の連携のもとでの的確に取り組んでまいります。

次に、子供ホスピスへの支援についての御質問にお答えいたします。

国の調査においては、生命を脅かされる状態等にある子供とその家族に対し、病院と自宅以外の居場所として安心して遊びや学びなどを体験でき、家族にも安らぎの場となる環境を提供する施設や取組が必要とされており、県としてもその重要性は認識しております。県内においては、仙台市が地域型子供ホスピスの設置に向けた支援の検討を進めているところであり、先月、情報の共有を図ったところです。県といたしましては、国の動きを注視するとともに、仙台市の取組について意見交換し、県としての支援の在り方について検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 経済商工観光部長中谷明博君。

〔経済商工観光部長 中谷明博君登壇〕

○経済商工観光部長（中谷明博君）　大綱一点、今必要とされる県政課題への対応についての御質問のうち、カスタマーハラスメントに係る条例制定についてのお尋ねにお答えいたします。

カスタマーハラスメントは労働者の就業環境が害されるものであり、その対策の強化は大変重要であると考えております。令和五年度に国が実施しました実態調査におきましても、カスタマーハラスメントに関する従業員からの相談件数は増加傾向にあり、その被害として、通常業務の遂行への悪影響、労働者の意欲の低下、休職・離職が挙げられております。このたびの労働施策総合推進法の改正により、事業主にカスタマーハラスメント対策が義務化されたことを踏まえ、事業主向けの研修や、顧客側のハラスメントに対する理解・認識を深めるための取組を進めてまいりたいと考えております。条例の制定につきましては、今後、事業主に義務づけられる具体的な措置の内容等について国の指針が示されますので、他の自治体で制定された条例を参考にしながら研究をしてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君）　教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長　佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君）　大綱一点、今必要とされる県政課題への対応についての御質問のうち、志教育の今後の取組についてのお尋ねにお答えいたします。

児童生徒が自分を大切にしながら個性と能力を伸ばし、なりたい自分を見つけていくことは大切なことであると認識しております。このため、みやぎの志教育においては、児童生徒が社会と関わる中で様々な体験を通して、自己を生かす新たな視点や価値に気づき、将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に考える態度を育むことを目指しております。各学校においては、地域社会と連携した体験活動等に加え、地域の魅力や課題など主体的に見いだし、地域の方々と協力して課題解決に取り組むことで、コミュニケーション力の向上や自己実現、地域貢献への意欲が見られております。県教育委員会としましては、児童生徒が時代とともに多様化する社会状況の変化に対応しながら、未来の自分を主体的に見つけていくことができるよう市町村教育委員会や関係部局と更なる連携を深め、志教育の充実を図ってまいります。

次に、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援についての御質問にお答えいたします。

特定分野に特異な才能のある児童生徒は、学習や学校生活上で困難を抱えることがあるため、特性や興味・関心に応じた学習を進めることができるよう適切な支援を行うことが重要であると認識しております。現在、各学校においては、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた授業改善を進めながら、様々な状況の児童生徒に対してきめ細かな指導支援が行われるよう努めているところです。現在、国において、関係機関と連携した学習支援プログラムの開発や、児童生徒、保護者が安心して相談できる支援体制の構築に関する実証研究が行われているところであり、県教育委員会といたしましては、国の実証研究での成果や蓄積された実践事例なども参考にしながら、特異な才能のある児童生徒の個性を尊重し伸ばしていけるような取組について、市町村教育委員会をはじめ関係機関とも連携し、引き続き検討してまいります。

次に、包括的性教育についての御質問にお答えいたします。

包括的性教育は身体や生殖の仕組みだけでなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等など、幅広いテーマが含まれるものとされておりますが、学校教育においては、そうした観点を踏まえ、保健体育の内容をはじめとして、家庭科、社会科、道徳等の教科及び特別活動と関連づけ、発達段階に応じ教育活動全体を通して取り組むことが重要であると考えております。県教育委員会といたしましては、学習指導要領の改訂をはじめとした国の動向を注視しながら、今後の進め方について研究してまいります。

次に、労働施策総合推進法等の改正に伴う取組についての御質問にお答えいたします。

県教育委員会といたしましては、法改正に基づく各施策のうち、カスタマーハラスメントについては、教育現場においては保護者からの過剰な要求等がこれに該当すると考えられますが、我が県ではスクールロイヤーを活用し、保護者からの過剰要求などで事態の重大化が予想される場合に学校がとるべき対応について、助言を受ける体制を整備しております。また、求職者等へのセクシュアルハラスメントの防止については、国の教育実習等におけるハラスメントの防止に関する通知を活用し、校長会で周知を図っております。加えて、治療を要する職員に対しては、それぞれの職場において病気休暇

等の活用も促しつつ業務分担等についても配慮し、治療と就業の両立が図られるよう支援しているものと認識しております。なお、男女の給与額の差異及び女性の管理職割合については、これまでもウエブサイト上で公表しております。県教育委員会といたしましては、こうした取組に加えて、今後、国が策定する指針を踏まえ、各種施策に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 警察本部長杉本伸正君。

〔警察本部長 杉本伸正君登壇〕

○警察本部長（杉本伸正君） 大綱一点、今必要とされる県政課題への対応についての御質問のうち、労働施策総合推進法等の改正に伴う対応等についてのお尋ねにお答えいたします。

男女共同参画の推進や職員が働きやすい職場環境づくりは、人材の確保や県民の安心のための活動上重要であると認識しております。県警察では、ハラスメント防止対策要綱を定め、職員がいわゆるカスタマーハラスメントを受けた場合、上位職にある者が迅速に対応しているほか、休職者も含めて職員以外の者に対するハラスメントの防止についても規定しております。疾病等により働きながら治療を行っている職員に対しては、健康管理に関する規定に基づき、病状に合わせた勤務の軽減等の措置のほか、休職中の職員の不安を軽減し円滑な職場復帰を支援しております。なお、男女の給与額の差異については既に公表しておりますが、女性の管理職の割合についても改正法の施行に合わせて公表してまいります。県警察といたしましては、国から示される指針を踏まえ、必要な規定の改正や各種施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 四十四番ゆさみゆき君。

○四十四番（ゆさみゆき君） 御答弁ありがとうございました。私は今必要とされる県政課題、非常に緊急課題もありましたが、答弁を聞いていますと、研究する、検討するではなくて研究する。条例制定も研究する。それから教育長も目の前にあるギフトेटドの子供がいるのに研究する。まさに消極的な対応ではなかったでしょうか。

まず働き方の職場環境について、知事、リーダーとしてどうしますかというときに、



成長をもつて変化に恐れずというふうにありました。今回、県庁職員の若い皆さんが辞めていく、これはとても悲しい事実ですが、少し私もヒアリングしてみました。元職員からこんなふうに意見がありました。「知事は対立についていくのは大変なのではないか」、「長年勤めていると曲がった政策を打ち出してしまい、職員と知事とにそこがあり、十分に話すことなしに一方的に押しつけられてしまう」、「人事権を持っているので何も言えなくなる」という声も聞かれています。知事は最近私、ちよっと元気がないのではないかなというふうに見立てているのですけれども、しっかりとこういう意見に耳を傾けて、今日指摘したことには積極果敢に対応していただきたいのですが。まずは、知事の姿勢を改めることから始めていただくことが職場環境づくりにつながるのではないのでしょうか、お伺いします。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） どの職員にどのように聞かれたのか分からないので、その職員がゆき議員がそういう答えを求めているので恐ろしくてそう答えたのかもしれない。全く私には分からないのですが、でも、そういう声があったというのであれば、それはやはりしっかりと襟を正してやっていかなければならないというふうに思っております。県庁は職員の声を結構吸い上げやすいような、声を上げやすいような仕組みになっていて、例えば下の者が上の者の評価をするとそれがちゃんと誰も見ない形で人事課まで届くようになっていたりしていますので、私に対するそういった声も吸い上げられるように努力していきたいなというふうに思います。

○副議長（本木忠一君） 四十四番ゆきみゆき君。

○四十四番（ゆきみゆき君） 三十年振り返って確かに最初は何でできないのですかと言ったことを反省していますが、最近はずっと私自身どうしたらいいですかということを聞きながら考えていく——知事やはり心の声をしっかりと聞いていかなければいけないし、二十年も知事をやっているのだから、もし周りからもういいのではないですかと言われたらその声にも耳を傾けていくことも必要なんですよ。きちっと姿勢は原点に改めることから再質問していきます。

そうしたならば、今日皆さんの答弁には、住民、地域住民という言葉が一つも入っていない。特に原発のことです。関係者、電力、住民への公開と参加によって県政課題

を変えていく、これは非常に今足りない部分ではないでしょうか。まず、地域医療の充実については、答弁は適時適切な形で、しっかりと対応していくというふうにありました。五年間の間、住民説明会は説明と対話というよりも対峙していましたが、今後は適時適切ということになるならば、今の医療需要を見据えてしっかりと検証して、タウンミーティングのような形として市町村長とも胸襟を開いて、そういった場の設定をしていくのですかということを提案しています。どうでしょうか知事、お答えください。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 病院再編の議論の過程でももちろんそうでしたし、何といってもこれからの次期地域医療構想の策定に当たっては、議員が御指摘のような地域の声をどのように拾い上げて、それを練り上げて構想に反映させていくかというプロセスが非常に大事になってくるといったことでございます。パブリックコメント等の手続を踏むのは当然ではございますけれども、それだけではなく、例えば地域医療構想調整会議の持ち方、メンバーの選定等におきましても様々な観点から幅広く、これまでの医療関係者だけにとどまるものでなく、様々な幅広い観点からの参画の在り様も含めていろいろと検討し、これから具体化に向けて議論を進めてまいりたいと思います。

○副議長（本木忠一君） 四十四番ゆさみゆき君。

○四十四番（ゆさみゆき君） そうしましたら、公開と参加によってタウンミーティング等も含めて検討していくということで受け止めますね。

さて、知事、市町村長さん明日の病院のこともありますけれども、やはりこれまでも客観的に見るとどうしても誘致合戦のようにしか捉えられていない悲しい事実もありますが、知事としてはしっかりと仙台医療圏というのは名取市まで入っていますよね。つまり、医療資源の機能の話が知事からも出てきていませんで、箱が、病院がどこに行くかということではなくて、高度急性期から回復期まで、どんなシステムで、例えば名取に救急車を下り搬送したらどうしますかとか、そういった全体のしっかりとした――胸襟を開くということは、知事がどういうふうに医療を受けるのかということを踏まえてしっかりと議論しなければいけないことを言っているわけです。ですから、病院の箱ではなく機能をどうするか、連携していくか、そんなことを中長期的視野に立って市町村長さんたちとどういう協議を進めているのか、もう少し具体的にお話してください。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 仙台医療圏の大きな課題についてまず問題提起をして病院を再配置をする。その際に県立病院と一つになっていただく、あるいは県立病院も御支援を頂くということで、今までずっと話をしていたということでした。ある程度固まってまいりましたので、今後まだ富谷市がどうなるか分からないのですけれども、富谷市が今公募していますので、その辺が出てくると、お互い大体固まってまいりましたら、病院間の連携をどうするかというようなことも更に具体的にできるといふふうに考えております。

○副議長（本木忠一君） 四十四番ゆさみゆき君。

○四十四番（ゆさみゆき君） 新たな地域医療構想は介護も入ってきますよね。介護は市町村で、医療は県ということで、介護と医療の連携は市町村と連携しなければ将来は県民総参加でということをおっしゃいますので、市町村長、それから県知事、連携した対応をしていただきたいと思っています。

女川原発について、乾式貯蔵施設なのですが、御答弁では現時点では市町村長会議も開く考えはないということもあつたのですが、改めて協定書を読んでみました。二条には、「地域住民の健康を守り生活環境の安全を図るため」これが理念になっています。住民の意向はどうかということです。つまり、審査合格してからの前には市町村長会議は開かれたと思うのですけれども、住民の意向をしっかりと確認して、そのあとも手続的には市町村長会議を開いて、そうしてなおかつ答えを出すためには、しっかりと住民に反映する必要があるのではないのでしょうか。これまで知事の御答弁では住民の公開と参加をしっかりとやっていくというふうに私は受け止めていますので、何もしないままに結論を出すということはあつてはならないことです。知事、どのように対応しますか、お伺いします。

○副議長（本木忠一君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

○復興・危機管理部長（高橋義広君） ただいまの御質問でございますけれども、今回の女川原発の乾式貯蔵施設につきましては、あくまでも東北電力という事業者がこういふ施設を設置したいということになりますので、その中で東北電力という事業者が、貯蔵施設がどういふものなのかというのを住民に対して意見をきちんと説明していくと。

その中で私どもは生活環境の保全、安全なのかどうか、それが将来的に環境汚染するものなのかどうか、そういったものの観点から、国の規制委員会で審査を受けたものが果たして妥当なのかどうか、そういったところの観点で審査していくということになります。そういった部分で言えば、ゆさ議員のおっしゃっているようなイメージしているような施策とはちよつと違うのかなというふうに私は認識しております。

○副議長（本木忠一君） 四十四番ゆさみゆき君。

○四十四番（ゆさみゆき君） 私はイメージしているわけではなくて――では、それは言い過ぎではないでしょうか。女川町の町民だったりは一時的と言われていても、いつ置かれるか、いつまで置かれるのか、それも分かっていない。半永久的なのかどうか分からない。不測の事態になったらどうするのかということ自体、そういった姿勢こそ、私は宮城県は問われると思います。

これ知事に伺います。判断するためには、やはり住民の意向を聞くことも踏まえ、何もしない手続と言われないようにしっかりと意向を聞く場を必要とするならば、設置をしていく方向も検討する、それこそが県民の財産と命を守る、県政を担う知事ではないでしょうか。知事のお答えを求めます。

○副議長（本木忠一君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 今回、協議を受けておりますのは宮城県のほかに女川町と石巻市がございます。それぞれの基礎自治体も受けております。回答はそれぞれの自治体で行います。そういった観点から、私どもの手続の中で回答していくというところでございます。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 私も、今回のこの乾式貯蔵施設につきましては、立地市町とよく協議をいたしまして、立入調査等を行って現地確認を行い、そして、国の審査結果をしっかりと確認した上で判断すればよいものではないかというふうに考えております。

○副議長（本木忠一君） 四十四番ゆさみゆき君。

○四十四番（ゆさみゆき君） 知事の御答弁では必要性があればしっかりとそういうことをやっていくというふうに受け止めてよろしいですか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君）　いいえ、そうではないです。

○副議長（本木忠一君）　四十四番ゆさみゆき君。

○四十四番（ゆさみゆき君）　これまでとこれからの手続なのですが、原発再稼働のときはあれだけ議論しました。乾式貯蔵施設についても、半永久的かどうか分からない。そして住民にきちっと反映する必要性があるならば、そういう検討も視野に入れるということを私は指摘をしているわけです。その点、再質問です。お願いします。

○副議長（本木忠一君）　知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君）　少なくとも乾式貯蔵施設は、半永久的という形ではなく、一時的に管理をするということでございます。その点については東北電力もそのような考え方を持っております。我々もそのような考え方を持っているということでございます。先ほど部長が答弁したとおりでございます。

○副議長（本木忠一君）　四十四番ゆさみゆき君。

○四十四番（ゆさみゆき君）　住民の不安があるときにどんな対応するかということについて精度があるかもしれない。しかしながら、丁寧に住民の皆さんと対話をしていただき、そして意向をしっかりと確認していただきたい。これからも求めていきたいと思っています。

それから、包括的性教育について、教育長にお伺いします。これ、研究していききたいということもございましたけれども、性教育については様々な性的な教育というよりも、ジェンダー平等も含めて人間的人権をしっかりと守る教育であります。よって、志教育もとても大切なのですけれども、人と心と体を大切にする教育、そしてまずリベラルアーツってというのは一つの専門分野ではなくて、様々な分野で自分を見つけていくという人間教育でもありますので、特に包括的性教育については子供たちの心の問題にもなっておりますので、ぜひこれは積極的に取組を推進していただきたい、そう思います。いかがでしょうか。

○副議長（本木忠一君）　教育委員会教育長佐藤靖彦君。

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君）　議員からお話ありましたとおり、この概念の中には身体生殖の仕組みだけでなくジェンダー平等であるとか、人間関係、性の多様性、幅広いテーマが含まれているというふうに認識しております。教育委員会としては教科

特別活動、様々な学校活動全体を通して取り組んでいく必要があるというふうに考えております。なお、先ほど申し上げましたのは、国のほうにおいても学習指導要領の改訂などの議論もされておりますので、そうした動きも注視してまいりたいということです。

○副議長（本木忠一君） 四十四番ゆさみゆき君。

○四十四番（ゆさみゆき君） セクシュアルハラスメントの条例について、先ほど研究ということもありましたけれども、検討する——もう他県では四県ぐらいつくっておりますし、特に県南の方々もつくってほしいということで積極的な答弁を再度求めて終わりにしたいと思います。

○副議長（本木忠一君） 経済商工観光部長中谷明博君。

○経済商工観光部長（中谷明博君） カスタマーハラスメントの対応については、条例のほうが先行しまして、そのあとに法令ができたという経過でございます。私も議員から御質問を受けまして、この労働者施策総合推進法と東京都条例、実際条文を読んでみました。そうしますと、例えばカスタマーハラスメントの中心としましては、やはり事業主としての措置が重要になってくるわけですが、それについて言えば、東京都条例ではあくまで努力義務、それに対して法令では義務というふうになっておりまして、より厳しい措置ということになっております。そうした中で仮に条例を制定するとすれば、こういった内容というのがあり得るのかということについて勉強してまいりたいと思っております。